



目指そう健康寿命延伸

さわやかな秋晴れの空の下、「やまがたウォーキング体験会」が行なわれました。茂澄 修先生のご指導で、60名ほどの参加者がバージョンアップした山形村健康体操で体をほぐし、ウォーキングコースの歩き初めを行いました。

紅葉が進み、色とりどりの景色を眺めながらのウォーキングは、心身をリフレッシュしてくれます。健康寿命延伸を目指して、共に歩みましょう。

- いちいの里からこんにちは！……………2
- 介護者慰労金を支給します……………3
- 農業者年金とは？……………4
- 子どもを性被害から守るための条例 ……6

村のうごき(11月1日現在総人口)

人口=8,743人(前月比+12)／男=4,340人(前月比+9)／女=4,403人(前月比+3)／世帯数=2,962世帯(前月比+5)

いちいの里から こんにちは！

10月1日より

認知症初期集中支援チームがスタートしました！

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように山形村では認知症の方を地域全体で支える村づくりを進めています。その一環として「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援をスタートしました。

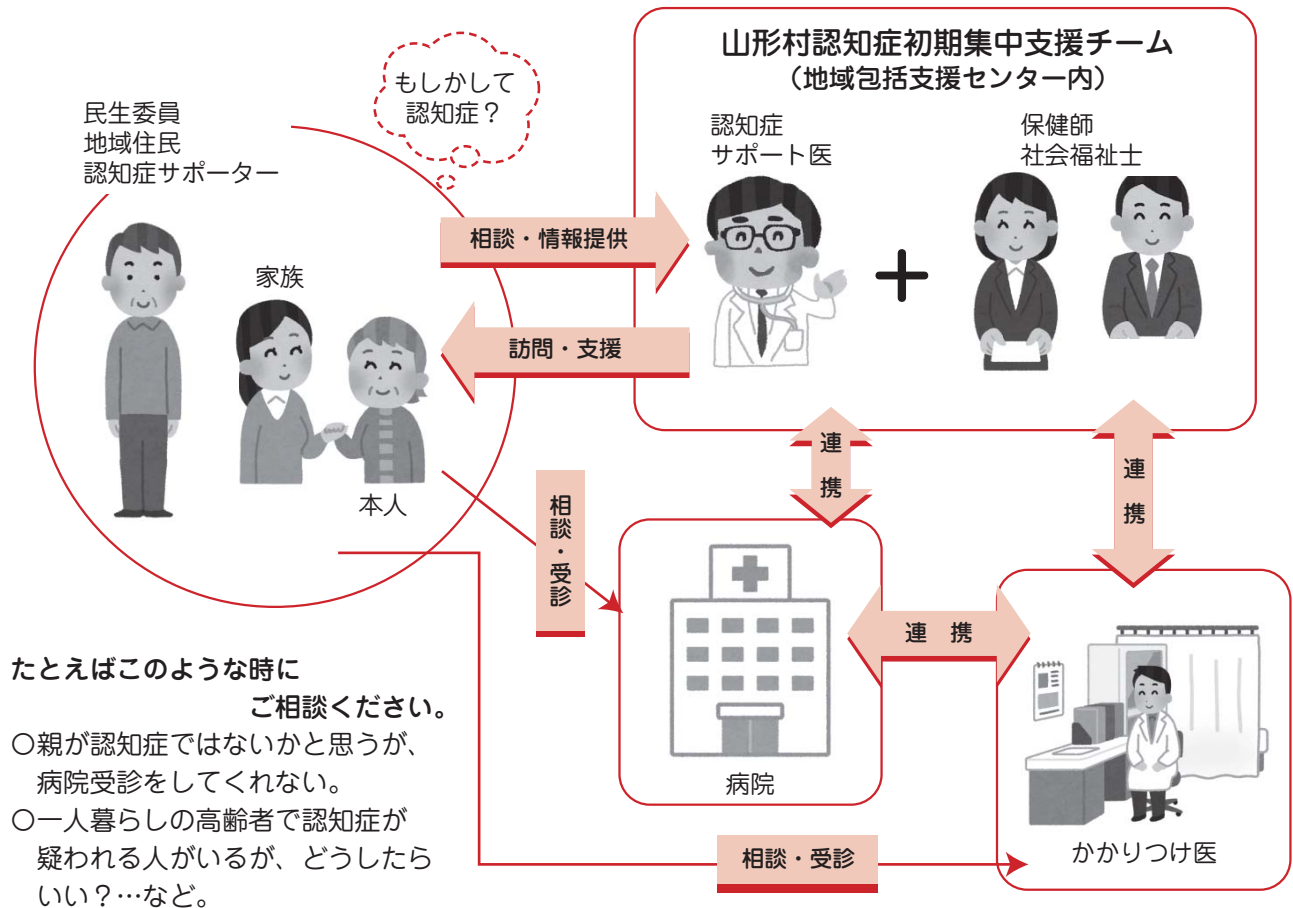
認知症初期集中支援チームとは？

地域包括支援センター（保健福祉センターいちいの里内）に設置されています。

☎97-2100 E-mail kaigo@vill.yamagata.nagano.jp

○複数の専門職が認知症と疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、専門医療機関の受診、介護サービスに関する利用の支援、認知症の状態に応じた助言等を行ないます。期間は、医療や介護サービスによる安定的な支援に移行するまでの、概ね6ヶ月を目安とします。

認知症の方、そのご家族より相談が来次第、必要に応じてチーム員を招集し支援を開始します。



たとえばこのような時に
ご相談ください。

- 親が認知症ではないかと思うが、病院受診をしてくれない。
- 一人暮らしの高齢者で認知症が疑われる人がいるが、どうしたらいい？…など。

乳児健診日程変更のお知らせ

平成29年2月14日(火)に予定していました乳児健診は、**平成29年2月28日(火)に変更**します。対象の方には、個別に通知をお送りします。ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

お問い合わせ 保健福祉センター いちいの里 ☎97-2100

介護者慰労金を支給します

家庭において、一定の要件を満たしている重度の要介護高齢者及び重度の心身障害児者を介護している親族の方に、介護者慰労金を支給します。

支給の対象と思われる方には申請書類をお送りしますので、介護をしている親族の中から代表者の方を決めていただき、申請書を提出してください。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ おおむね65歳以上の要介護認定3、4、5の方を介護し、基準日前1年間に要介護者と同居し、かつ介護していた期間が6ヶ月以上ある方 ※要介護2の方については、重度の認知症状がある方など一定の要件に該当すれば支給対象となります。 ・ 障害児福祉手当及び特別障害者手当受給者を介護している方 	
支給額	要介護2、3の方の介護者	年30,000円
	要介護4、5の方及び重度心身障害児者の介護者	年60,000円

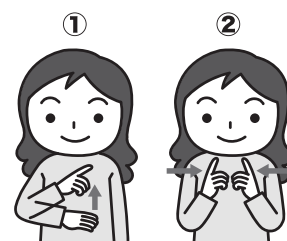
お問い合わせ 保健福祉課 ☎97-2100

手話教室参加者募集

手話を通して、聞こえない人も聞こえる人も交流できる地域をめざして手話教室を開催します。初心者の方にもわかりやすく指導していただけます。大勢の皆さまのご参加をお待ちしています。

期 間 平成28年12月～平成29年2月の毎週金曜日
 平成28年12月 9日・16日
 平成29年 1月 6日・13日・20日・27日
 2月 3日・10日・17日・24日
 (途中からの参加も可能です。)

時 間 午後7時30分～9時
会 場 保健福祉センター いちいの里 ボランティアルーム
内 容 手話による聴覚障がい者との交流、会話、簡単な歌
参加費 無料



はじめまして

お問い合わせ 保健福祉課 ☎97-2100

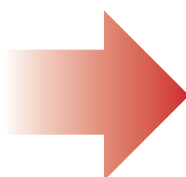
いちいの里 入浴回数券をお持ちの方へ

旧回数券はお早めにご使用ください!!

本年7月1日に、いちいの里の入浴料改定を行ないました。これに伴い、旧回数券（下左側のもの）は、本年営業最終日 **12月27日(火)**までそのままご使用いただけますが、翌年営業開始日 **平成29年1月5日(木)**からは、値上げ相当分 **50円**を追加でお支払いいただくようになります。旧回数券は、なるべくお早めにご使用ください。

《旧回数券》

いちいの里 入浴券 大人 300円 山形村保健福祉センター	緑色
いちいの里 入浴券 子供 100円 山形村保健福祉センター	黄色



《新回数券》

いちいの里入浴券 大人 350円 山形村保健福祉センター	オレンジ色
いちいの里入浴券 子供 150円 山形村保健福祉センター	青色

お問い合わせ 保健福祉課 ☎97-2100

農業者年金とは？

老後生活は、
国民年金だけでは足りない！

農業者年金になぜ入るのか？

老後生活はとても長く、国民年金だけでは将来不安です。農業者年金は、独立行政法人農業者年金基金によって運営されている公的年金です。国民年金に上乗せする「二階部分」として、**農業者年金で老後への備えをおすすめします。**

■65歳の農業者の平均余命は…

農業者の平均余命
男性**86.5**歳
女性**92**歳

■夫婦2人の場合

男性**22**年
女性**27**年

老後の家計費
年間**280**万円

不足分を
農業者年金で
しっかり確保！
年間**125**万円
不足
国民年金だけだと
年間**155**万円

長野県は長寿日本一です！

加入資格は…

- ① 20歳以上、60歳未満
- ② 年間60日以上、農業に従事している人
- ③ 国民年金の1号被保険者
(保険料免除者を除く)

②に関しては、
農地の権利名義をもたない
女性や後継者もOKだよ



上記の3つに該当していればOK！

● 年金額の試算 (保険料月額2万円 通常加入 付利利率2.5%)

(単位：万円)

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	男 性		女 性	
			年金額(年額)	年金受取総額	年金額(年額)	年金受取総額
50歳	10年	240	14	296	12	313
40歳	20年	480	31	664	26	703
30歳	30年	720	52	1,121	44	1,188
20歳	40年	960	79	1,690	66	1,790

試算の前提

- ・65歳以降の年金額を計算するための予定利率は0.50%で計算しています。
- ・年金額は65歳裁定における年金額(年額)であり、年金受取総額は、65歳での農業年金加入者の平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92.0歳まで生存した場合の受取総額です。
- ・各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

point 1 積立方式で安心

「将来ちゃんと年金がもらえるの？」というご心配な方も安心。農業者年金は、自ら積み立てた保険料と、その運用益によって将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」を採用しています。よって加入者や受給者の数に影響されない少子高齢化時代にも強い年金です。

point 2 終身年金

農業者年金は、65歳から支給され、一生涯にわたり受け取ることができます。もし80歳前に死亡した場合は、80歳まで受け取るはずだった年金相当額が死亡一時金として遺族に支払われます。

point 3 自由に保険料を設定！

保険料は、月額2万円から、千円単位で最高6万7千円まで自由に選択でき、随時変更が可能です。

point 4 節税効果が大い！

納めた保険料は、全額社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税の節税につながります。さらに、将来受け取る農業者年金にも、公的年金等控除が適用されます。また若手農業者を支援する制度もあり、「39歳までに加入」「農業所得が900万以下」「認定農業者で青色申告」など、一定の要件を満たせば、月額2万円の保険料の場合、4千円から1万円の国庫補助があります。

お問い合わせ 山形村農業委員会 ☎98-5664 / JA松本ハイランド山形支所 ☎98-3151

山形村の林道冬期封鎖のお知らせ

冬期間の林道は凍結・積雪・倒木・落石など大変危険であり、大事故の発生が懸念されるため、山の安全と林道の適正管理から、林道封鎖を下記のとおり実施します。ご迷惑をお掛けしますが、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

なお、山林所有者の方など、冬期間に諸事情で山に入る場合は、事前に産業振興課へご連絡ください。

記

◎封鎖期間・・・平成28年12月10日(土)～平成29年4月28日(金)

※積雪状況により封鎖を早める場合があります。

◎封鎖区間・・・大池線 ⇒ 林道倉曾北沢線分岐点 ～ 清水高原別荘地(終点)
堂ヶ入線 ⇒ 堂ヶ入ダム ～ 清水寺
横吹1号線 ⇒ 清水高原観光道路 ～ 清水高原別荘地下
横吹2号線 ⇒ 全線

お問い合わせ 産業振興課 ☎98-5664

山形村国民健康保険から医療費情報をお知らせします

●国保から医療機関等へ支払った金額(9月診療分)

47,227,398円 (前年同月額: 52,451,720円)

※この金額は療養給付費・療養費・高額療養費・精神給付の合計です。

～交通事故にあったら届け出を～



交通事故にあったらすぐに警察に届け出るとともに、国保にも必ず届け出てください。国保で治療を受けるときは、国保窓口で「第三者行為」の届け出が必要です。示談で済ませてしまうと国保が使えなくなる場合があります。

届け出に必要なもの

被保険者証・印鑑・交通事故証明書(後でも可)・その他必要書類

お問い合わせ 住民課 ☎98-3112

村長室

霜月を迎え、日増しに紅葉が進み、寒さも厳しさを増してきました。

このような中、11月3日文化の日に「健康寿命延伸の村づくり」を推進する「やまがたウォーキング体験会」が行なわれました。①バージョンアップした健康体操のお披露目、②茂澄修先生のウォーキング講座、③健康寿命延伸推進委員の皆さんが考案した4・5kmのウォーキングコースを実際に歩く体験会の3つのメニューに、60余名の皆さまに参加していただきました。心地良い汗が軽くじむ、1時間余りのウォーキングコースです。成果が見えるよう、来年度以降も継続して取り組んでいきたいと思えます。

その翌週は、第66回目の山形村総合文化祭が盛大に行なわれました。練習を重ねた皆さまの熱意が伝わるステージ発表でありました。発表、展示共に毎年内容が充実していくことを感じます。過去65回の文化祭でも、その時代の主人公がそれぞれの活動をまとめ、元気を発表してきました。この継続がまさしく山形村の文化であり、文化祭です。時代を繋ぎ輝いています。皆さまにエールを送ります。

さらに13日には、恒例の第27回道祖神と新そば祭りが開催されました。天候にも恵まれ、村内外から大勢の方にお越しいただき、用意された千五百食の新そばは完売しました。新しい試みとして「山形村産業フェア」も同時開催され、大盛況のうちに終わりました。

秋はイベントが続きましたが、皆さまにご協力いただき無事に開催することができました。感謝申し上げます。

結びに皆さまには、ご健勝で今年1年を締めくくっていただくことを祈念申し上げます。

長野県子どもを性被害から守るための条例について

長野県では、子ども（18歳未満の者）を性被害から守るための取組に関し必要な事項を定め、子どもを性被害から守るための取組を総合的に推進することにより、子どもの尊厳を守り、子どもの健やかな成長を支援するために、「長野県子どもを性被害から守るための条例」が7月7日公布されました。規制項目に係る規定は、11月1日から施行します。

規制項目に係る規定

威迫等による性行為等の禁止

- ・威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行うことを禁止
(罰則：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金) ※
- ・威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じてわいせつな行為を行わせることを禁止
- ・自己の性的好奇心を満たす目的で、性行為又はわいせつな行為を見せ、教えることを禁止

深夜外出の制限

- ・保護者は、通勤、通学その他の正当な理由のある場合を除き、深夜（午後11時から翌日の午前4時まで）に子どもを外出させないように努めること
- ・保護者の委託があるなど正当な理由のある場合を除き、深夜に子どもを連れ出すことなどを禁止
(罰則：30万円以下の罰金) ※
- ・深夜営業者は、深夜に施設内等にいる子どもに対し、帰宅を促すよう努めること
- ・深夜に外出している子どもに対し、帰宅を促すよう努めること

※子どもの年齢を知らないことを理由として、処罰を免れることはできません。(年齢を知らないことに過失がないときは除く)

違反した者が子どもであるときは、当該子どもについては、罰則は適用しません。

違反する行為をしたとき子どもであった者についても、罰則は適用しません。

※詳細は、長野県ホームページをご覧ください。

子どもを性被害から守る

検索

お問い合わせ 長野県県民文化部次世代サポート課 ☎026-235-7210

E-mail : jisedai@pref.nagano.lg.jp

防災だより

(211)

松本広域消防局
山形消防署

寒い冬を迎えるにあたって

これから厳しい寒さを迎える時期になります。ご家庭で暖房器具を使用する機会が増えてきます。これからは、空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。火災予防の意識を高く持ち、火災の発生を防ぎ、尊い命と貴重な財産を守りましょう。

〔暖房器具使用上の注意点〕

暖房器具を使用する前に正常に動作するか確認しましょう。

①本体・プラグにゴミやほこりが溜まっていないか。

②ストーブの近くに燃えやすいものを置いたり、洗濯物を乾かしたりしない。

③火のついていない状態での給油は、絶対に行わない。

④ストーブの移動は、火のついた状態では絶対に行わない。



⑤就寝前には、完全に消火しているか確認しましょう。
点検は、おやすみ前に
必ず一度



⑥寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災製品を使用するように心掛けてください。



普通救命講習会のお知らせ

大切な人の命を救うために心肺蘇生法やAEDの使い方、簡単な応急処置について学びませんか。

日時 12月3日(土)

午前9時～



場所 渚消防署
定員 30名程度
※定員になり次第締め切りとなります。受講を希望される方は、お早めに山形消防署までお問い合わせください。

★火事と救急は119番へ★
山形消防署 ☎98-44455



掲示板

平成28～29年度長野県介護福祉士 就学金等貸付事業について

長野県社会福祉事業団が、介護福祉士等養成施設の学生に対し、修学資金の貸付を行います。

この制度では、介護福祉士等養成施設を卒業後、長野県内で介護または相談援助の業務に5年間従事した場合に、全額返還が免除されます。

○貸付対象者

長野県に住民登録をしており、県内外の次の養成施設に入学している学生、または長野県に住民登録をしていないが県内の次の養成施設に入学している学生で卒業後、県内で介護等の業務に従事しようとするもの。

- ・介護福祉士養成施設（1年課程）
- ・介護福祉士養成施設（2年課程）
- ・社会福祉士一般養成施設（1年以上課程）
- ・社会福祉士短期養成施設（6月以上課程）

●お問い合わせ

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団
☎026-1228-0337

■ギャンブル依存症講演会

「ギャンブル依存症」を病気として理解し、正しい対応を学ぶための講演会を開催します（定員45名）。

- 日時 12月15日(木) 午後1時30分～3時30分（受付は午後1時～）
- 会場 長野県松本合同庁舎 301号室
- 内容 「ギャンブル依存症とは」

「ギャンブル依存症とは」

講師：信州大学医学部附属病院 精神科 中村敏範先生
 ・病気としての理解
 ・コントロール障害、否認について
 「ギャンブル依存症からの回復」
 講師：長野県精神保健福祉センター職員

家族の対応

・自助グループ、支援機関

- 申し込み期限 12月2日(金)
- 申し込み・お問い合わせ 松本保健福祉事務所 健康づくり支援課

☎40-1938

■弁護士・司法書士による 多重債務者無料相談会

借金問題でお困りの方を対象に相談会を開催します。相談者に合った解決方法をアドバイスしてもらえます。面談は予約制で行ないますので、事前にお電話で予約してください（予約受付は、11月30日(水)～12月13日(火)の土日を除く午前8時30分～午後5時）。

- 日時 12月14日(水)

午前10時～午後5時

会場・予約・お問い合わせ
中信消費生活センター

（長野県松本合同庁舎）

☎40-3660

認知症高齢者対策・高齢者虐待防止県民運動 中信地域講演会

日時 11月30日(水) 午後1時30分～4時15分 / 会場 長野県松本合同庁舎 講堂

※入場料 無料（どなたでもご参加できます） ※筆記具のご用意をお願いします。

第1部 「高齢者虐待の防止に向けて ～高齢者の権利を守る～」

伊那市社会福祉協議会

上伊那成年後見センター所長 矢沢 秀樹 氏

第2部 「認知症の早期発見と対応」

信州大学医学部

精神医学教室 助教 荻原 朋美 氏

主催
共催

長野県松本保健福祉事務所

松本市、松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会

事務局：長野県松本保健福祉事務所福祉課 ☎40-1912（直通）

成年後見制度についての講演会

高齢者や障害者の財産や権利を守るために成年後見制度がありますが、近年この制度を使う方も増えてきています。実際に現場で後見人として活躍されている弁護士から、制度のことや利用方法、後見人は何ができるのか、どういう支援が求められるのか等を聞くことができます。

- 日時 12月20日(火) 午後1時30分～3時
- 会場 保健福祉センター いちいの里 研修室
- 演題 「成年後見人の業務 ～選任後の支援について～」
- 講師 弁護士 塩野 悠子 氏



なお、講演会終了後に成年後見制度等について個別の相談会も行ないます。相談のある方は、事前に保健福祉課までご連絡ください。

お問い合わせ 保健福祉課 ☎97-2100



12月の生活ガイド

YCS 番組表

※都合により番組内容・放送日程が変更になる場合があります。

放送時間		月～土 6時35分、9時、10時、11時……23時まで毎時間 / 日 9時 12時 15時 18時 21時					
日	月	火	水	木	金	土	
27	28	29	30	12/1 週刊・ニュース アーカイブ	2 ウィークエンド 情報局	3 ウィークエンド 情報局 (再)	
4 まるごと 一週間	5 おすすめ 3団体講演会「地域活性化に役立つ機能性健康食材～長いものとアマニ～」	6 アスリート 解体新書	7 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	8 週刊・ニュース アーカイブ	9 ウィークエンド 情報局	10 ウィークエンド 情報局 (再)	
11 おすすめ 議会一般質問 生中継	12 サイエンス フロンティア 21	13 偉人たちの夢	14 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	15 週刊・ニュース アーカイブ	16 ウィークエンド 情報局	17 ウィークエンド 情報局 (再)	
18 まるごと 一週間	19 議会一般質問 (前編)	20 議会一般質問 (後編)	21 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	22 週刊・ニュース アーカイブ	23 ウィークエンド 情報局	24 ウィークエンド 情報局 (再)	
25 まるごと 一週間	26 国税の窓	27 JA グリーンタイム	28 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	29 週刊・ニュース アーカイブ	30 ウィークエンド 情報局	31 おすすめ 山形村この1年	

男女共同参画

イキイキと働きたい 女性のためのワークショップ 「元気の秘訣教えます」

「女性活躍」とは言うけれど、忙しい日々の中で自分を後回しにして疲れていませんか？
自分の生活を振り返りながら、ストレス対策を見出していき、女性のための2時間です。

日時 12月17日(土) 午前10時～正午
場所 男女共同参画センター “あいとびあ”

参加無料・託児あり
事前の申し込みが必要です。

お問い合わせ 長野県男女共同参画センター
☎0266-22-5781

休日議会の開催

議会「傍聴」にお越しください。

12月議会において、開かれた議会を目指す第一歩として12月11日(日)に一般質問を実施します。ぜひ、お気軽にお越しください。

開催日：
12月11日(日)
午前の部：
午前9時開会
午後の部：
午後1時再開



山形村議会運営委員会

村税等納期限

12月26日(月)

固定資産税第3期、国民健康保険税第6期、後期高齢者医療保険料第6期
介護保険料第6期、上下水道料金

口座振替の方は、預金残高を確認して振替ができるように、
また現金納付の方は、お手元の納付書により納め忘れのないようにしてください。

※税金、料金等の納付は便利な口座振替をご利用ください。

夜間窓口開設日

12月16日(金)・27日(火)

午後8時まで 出入口：正面玄関

業務内容

- ・戸籍・住民票の謄本及び抄本の発行
- ・印鑑登録、印鑑証明書の発行
- ・税金・各種料金等の納付
- ・所得証明書等の発行
- ・公図閲覧
- ・125cc以下のバイクの登録・廃車

行政・心配ごと相談

12月20日(火)

時間：午後1時30分～3時30分
会場：保健福祉センター いちいの里
談話室